

これまでのWGで出された主な御ご意見

I 基本的な考え方

- 展覧会の醍醐味は世界にただ一つしかないオリジナル、本物を直に鑑賞できること。本物を間近にみることのすばらしさ、ありがたみを知ることは文化財を単なる物としてではなく、唯一無二のかけがえのない存在、自称として捉え、人の心を豊かにすることに通じる。
- 国民が国宝・重要文化財をもっと見たい、知りたいというニーズに応えていく必要があり、そのような意識、関心をもっと喚起醸成していく必要があるのではないか。文化財を身近に感じることでできる機会を作ることが重要。
- 文化財の保存と活用の在り方について、国指定文化財だけでなく、未指定のものも含めて、多量の資料群などもある美術工芸品の調査の困難性、特殊性を踏まえた指定の取組を積極的に進めていくことが重要である。
- 公開を主とした活用が想定されてきたが、公開のみではない「活用」の方向性があることを共有する必要がある。修理を行わないと活用もできないので修理への支援をどのように進めていくか、観光だけでなく、地域における保存と活用とのバランス、文化財を大切にすることを文化を広げることへの理解醸成なども必要ではないか。
- 文化財の活用の定義について、活用には、展示、アーカイブ化などによる公開だけでなく、調査研究や修理など含めて明確にする必要があるのではないか。また、保存と公開が違う方向を向いているのではなく、保存から公開、効果のつながりを明確にすることが重要ではないか。
- 文化財の修理は、日本の美術工芸品は定期的に修理を繰り返し、劣化の進行を遅らせ、健全な姿で次の世代に守り伝えられてきた。伝統技法(選定保存技術)を駆使し制作当初と同じ材料・手法で修理を行うことを通じて、その中に含まれる日本人の物の見方や考え方を次世代に引き継いできた。
- 「文化財が残っている」のではなく、「文化財を残すための様々な努力がなされてきた」という理解を広げていくことが必要である。文化財修理の重要性をアピールすることが必要ではないか。修理の成果を展示で示すことなどが考えられる。
- 博物館法上の美術館・博物館が約 5,700 館ある中で、登録博物館、博物館相当施設は約 1,300、それ以外は類似施設として分類している中で、文化財保護法の公開承認施設の全てが登録博物館、博物館相当施設ではないという状況を踏まえた検討が必要。全館の約 8 割が小規模、かつ、地域レベルの博物館における具体的な課題などを踏まえた、これからの新しい時代に向けての文化財の保存と活用の在り方を検討することが必要。
- 県や市町村のことを考慮し、国は方針を立てる必要がある。

II 今後の取組の方向性

- 1 これからの時代にふさわしい文化財(美術工芸品)の保存と活用の在り方について
(1) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方について

①国宝・重要文化財の公開に関する取扱い要項（平成8年）について

- 文化財の材質別とあわせて、形状によっても適切な公開の在り方について検討すべき。
- 国指定品の出陳の可否、展示許可期間のより明快なガイドラインとして見直すことが必要。

②その他の適切な公開の在り方について

- 美術館・博物館等における開館時間の延長、開館日数の増大、ユニークベニューとしての活用など、新たな需要に対応する公開の指針が必要ではないか。
- 文化財の保存活用においてゼロリスクは不可能なので、安全側の設計が必要である。また、そのために必要なリスクマネジメントとリスクコミュニケーションが重要ではないか。

（2）指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組について

①指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組

※企画調査会では、保存活用計画、保存管理計画などに関するご意見がある。

②適切な周期による修理・整備・美装化

- 紙・布・木材・漆などの脆弱な材料からなる文化財を活用できる状態に維持し、継承するためには専門家による定期的な健康診断を行い、それぞれ個別の状態を把握する必要がある。文化財の価値を失うような損傷を防ぐために、計画的なメンテナンスや修理をすることが必要である。
- 文化財をメンテナンスする適切な修理のサイクルは50～100年。過度な公開を行ったり、適切な周期で適切な修理を行わなかったりすると、文化財の価値を大きく下げってしまう可能性がある。
- 文化財の修理周期が50年とすれば、ひとつの文化財を同一人物が修理することはない。その意味でも修理履歴を記載するカルテと、その標準フォーマット、修理後の評価が必要ではないか。また、適切な修理時期に対応するためにも、公費投入によって修理された文化財についてデータベース化し、公開されていく必要があるのではないか。ただし、修理に対する公開については、文化財が宗教的な要素もあるので十分な議論が必要。
- 文化財は応急修理、本格修理があるが、これらをどのように修理したか、材料は何を使用したか、修理中にしか発見できなかった新知見の記録も含め修理記録を残すことは重要である。
- 定期的な周期による修理を義務付けることを検討すべきであり、必要なマニュアルを作って長期修繕計画を策定することが必要である。
- 定期的なメンテナンスを義務づけることも検討するべきではないか。一方、メンテナンスを義務づける場合は、費用も予算化するという課題も生じる。
- 修理の補助事業の傾斜を見直す必要があるのではないか。未指定の文化財を修理する際には補助金の対象ではないが、修理をしなければ価値がなくなってしまう。
- 文化財修理の多くは補助金を活用しており、公費が投入されている。文化財修理を

未来への投資として捉え、拡大する必要がある。

- 美術工芸品は、災害(火災・地震・水害)・環境(温度・湿度・紫外線。カビなども発生)・生物(鼠害・虫害・アライグマ)・人為的(盗難・戦乱・移動によるき損)な損傷が要因となる。以前はお寺の檀家や地域の人々が文化財を日常的、定期的に見守っていたことで、そのような損傷を発見できていたが、高齢化等が原因で日常的、定期的な見守りが困難になっている。地域の人だけではなく、専門家による定期的な点検を兼ねた文化財の掃除などによる美装化も必要である。
- 文化財の点検や美装化の作業は専門的な知識が必要であるので、専門家を増やすことが必要である。
- 文化財の修理時期の判断が大切だが、そのタイミングを適切に判断することは難しい。各館において、本当に予算を計上して修理をすることが必要なタイミングなのかを判断する基準が知りたいのではないか。学芸員が修理の時期等を判断することが可能となる講座が必要ではないか。
- 保存・修理予算が十分でないが、費用がないからできないという時代ではなくなったのではないかと感じている。民間事業者が文化財活用に参画するなら文化財の保護と活用によって効果、利益が生まれるシステムを構築すべき。

③未指定の文化財の調査研究等について

- 地域にある文化財の悉皆調査等により実態を把握することが必要。
- 地方の国が指定していない文化財の調査や、近年の調査研究を見直すこと等で新たな歴史的価値を見出すこともあるので、国、国立文化財機構、各県の中核的な博物館等が地方と協力して進め資源を増やしていくことができると地方創生にもつながる。地域に根付いた調査研究を含めた適切な活用のシステムを構築する必要がある。
- 調査が困難で目録化がされていない一括一群の未指定品を保護の対象とする方針を明確にすることが重要ではないか。

2 文化財(美術工芸品)の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開

(1)文化財(美術工芸品)の保存・活用を支える美術館・博物館等の機能強化と基盤整備、地域振興、観光振興との連携の方策等について

①美術館・博物館等の機能強化と基盤整備、地域振興、観光振興との連携方策等について

- 地方や海外での需要を調査し、その価値を十分に認識した上で公開するなど、活用における質的向上を図ることが必要ではないか。
- 文化財のストーリーを理解いただくための公開、広報、発信をしていくためのプログラム等が必要ではないか。
- 夜間開館や多言語化への対応等で新たな来館者を得るための環境づくりをしているが、多言語化は文化的背景を踏まえたわかりやすい翻訳、内容の質の担保など、その対応には時間とお金が必要である。夜間開館や多言語化の対応等も含め、博物館が主体的に判断や対応ができるようにする必要がある。
- 展覧会の運営において、多言語化対応、夜間割引料金の設定、夜間開館時間の延長は、広報活動などが必要であり、これらに係る費用は予算化されるべき。また、実施前のマ

マーケティング的視点の検証が必要であり、実施後の検証・評価から更なる改善のプロセスが不可欠である。

- 夜間開館は観光の観点から進められているが、実際にはあまり来館者は増えていない。夜、博物館に行ったら楽しいという習慣を普及させる必要がある。
- 文化財を観光などに活用するにあたり、クラウドファンディング、ソーシャルインパクトボンドなどを文化財への投資として、修理に必要な様々な資金調達が考えられるのではないか。
- 多言語化に対応するため、日本文化を英語で正しく発信するための体制が整っていない。
- 保存管理・修理費用が十分でない、コンサバターがない美術館・博物館が多いが、一方で費用がないから対応できないという時代ではない。このような状況で、民間事業者が文化財活用に参画するのであれば、しっかりと文化財保護と普及によって効果、利益が生まれるシステムを作ることが必要である。
- 地方の博物館等でも、観光にのみ軸足を置いて運営をするのではなく、地域性等とのバランスも考慮して運営をするべきである。
- 県立の美術館・博物館や及び指定都市の都道府県教育委員会に、文化財保存修復の専門職員（文化財（文化資源）コーディネーター（仮称））を配置し、都道府県内のさまざまな施設や所有者からの相談に対応することが重要ではないか。保存と活用が両立するよう相談対応、助言を行い、地域振興、観光振興策と連携することが必要ではないか。
- 文化財の専門家のネットワークを構築し、協力してもらえる体制を整えることが有効である。
- 美術品国家補償制度も展覧会を開催する支援となっている。
- 博物館・美術館での文化財鑑賞を教育的活動としての教育プログラムに組み込めるようにならないか。博物館で単に文化財、作品を鑑賞するのではなく、文化財の歴史などを語る語り部が介在することが有効。ボランティアに対しても講習が必要であるが、個々の館で実施するより、鑑賞ガイドスタッフを登録して博物館・美術館に派遣するシステムが構築できないか。更に、講習を受けたプロのスタッフを配置することが有効である。
- アメリカの例で、ナショナルアーカイブと民間事業を接続するようなシステムを参考に、国宝・重要文化財に対する意識を醸成し、あわせて民間ビジネスを派生させることも可能になるのではないか。

② これからの文化財公開・活用に係るセンター機能の在り方について

- 保存・活用を両立させるためには、所有者・機関等からの相談を受ける窓口・センターが不可欠。専門職員が専門的見地から、現実的な対応を提案することが必要ではないか。

(2) 先端技術と連携した文化財（美術工芸品）の新たな公開・活用方策について

・ 模写模造、高精細レプリカ、VR等の意義、活用の在り方等

- ① 文化財の持つ力を社会に活（い）かしながら保存を図るための方策として、先端の科学技術と連携した文化財（美術工芸品）の新たな公開・活用方策について

- レプリカ等で復元をするのは現代の技術者が現代の環境で行うものであり、それらを差分しながらどうあるべきかを考えるべきである。
- その時代の名工たちが行う模造については、材質、形状、作り方等の説明を付すことで魅力があがる。
- 人間は日常的になじみのあるものは関心をもつため、日常生活の中に画像や工芸品などのレプリカを活用することで興味を持ってもらうきっかけになる。
- インターネット等で様々なものをヴァーチャルで見られる機会が増えおり、本物を見ることを尊重する心や文化財が守られているという意識が醸成されない可能性があるため、ヴァーチャルなものの扱いについて十分に方針を立てるべきではないか。
- 実物の文化財の保存・活用と併行し、文化財のデジタルアーカイブ化、VRや「クローン文化財」による公開・活用も展開。補助金を活用し、計画的に推進することが必要。
- 著作権の切れた文化財については、デジタルアーカイブ化によるオープンデータ化を進め、国宝・重要文化財に対する意識の醸成とともに、それを活用する民間ビジネスを派生させるなど商業利用等の促進を図ることが可能ではないか。
- デジタルアーカイブ化の構築が文化財の国際的な活用に寄与する。
- 高精度のレプリカによって文化財に親しみ学ぶ機会を拡げつつ、世界に一つしかないオリジナル作品へのリスペクト～畏敬・憧憬～を育むよう学校教育プログラムに美術館・博物館鑑賞を組み込んでどうか。

② 近代の重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方について

3 文化財（美術工芸品）を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成・確保、及び環境整備の在り方について

(1) 学芸員等の専門性向上を含めた修理・保存・活用を促進するための人材育成・確保について

- 技術と経験の積み上げにより、物や状態の総合的な見極めをすることがコンサバターであり、その考え方を身に着けていけば、コンサバターの役割を果たす人材は増える。そのためにも研修は重要であり、あわせてOJTの仕組みを構築する必要がある。
- 学芸員や司書、文化財行政、保存修復等の専門性を前提に、総合的に文化財の保存・活用を推進できる新たな専門人材が必要。
- 修理時期の判断が大切だが、そのタイミングを適切に判断することは難しい。各館において、本当に予算を計上して修理をすることが必要なタイミングなのかを判断する基準が知りたいのではないか。学芸員が修理の時期等を判断することが可能となる講座が必要ではないか。（再掲）
- 地域包括的、分野横断的に助言、コーディネートを行い、保存と公開を両立させ活用を推進することが重要。
- 人材養成は、大学、美術館・博物館、文化財機構等により連携専門職大学院のコー

スを開設し、現職を含め養成する必要がある。

- 文化財修理技術者には保存修理を中心とした知識や人文科学・自然科学・保存科学、美術史・書誌学・歴史学等の知識、それらと関係者と協議し、修理方針をまとめられるコミュニケーション能力も必要である。
- 文化財修理技術者の養成のためには、どれだけ多くの修理事業に関わることができるかという点が最も重要。
- 修理技術者は、美術史・デッサン・実技・面接を行った上で採用しているが、入所した後も先輩技術者について技術を習得し、経験を重ねて修理設計まで行うことができる手仕事の熟練者として、職人だけではない研究を行う力を持った技術者となる。

(2) 文化財（美術工芸品）を確実に継承するための環境整備

- 展示施設の改修によって、展示環境が改善されたという事例もある。「美術品を守り、後世に伝えること」を最大の命題をして収蔵及び展示環境をつくることは基本的かつ最重要の保存の在り方である。好事例モデルを共有する仕組みをつくることも有効ではないか。
- 修理後に状態が悪くなるという事例も聞く。「修理」に関する評価は誰がするのか。個人や各館では無理なので、国でそのようなシステムが構築できないか。
- 安定した経済基盤が作れないことから、若手を多く採用することができない。ここ10年で若手が半数にまで減っている。このままでは熟練者の技術者が少なくなることを危惧している。
- 道具と材料に関しても確保が難しく、さらに後継者不足の問題は深刻。
- 文化財の修理において、制作当時と同じ材料(日本産漆・良質な木材・天然素材)を使用しているが、現在、それらは高額かつ入手困難な状況である。また、修理において必要な専用の道具の作り手も後継者の確保が厳しい状況になっている。
- ルーブル美術館を例に、文化芸術への再投資とインフラ整備の一環として、文化財を保存・購入のためのクラウドファンディングも有効。その際、一般の人たちにも障害でも購入に関わることで、“私の、みんなの、文化財”意識と誇りを、当事者として育むことが重要。
- 修理保存に係る産業のスキームを見直す必要があるのではないか。
- 千葉県では、県指定の文化財を中心に修理が必要かどうかの調査を行う、保存状況調査を実施しており、修理が必要な場合は所有者に修理事業者や専門家を紹介したりして修理に補助する、そのような取組が重要。
- 未指定の文化財の価値を発掘するためにも、調査やデータベース化が必要。

これまでの企画調査会で出された御意見【関連事項抜粋】

I 基本的な考え方

- 文化財がどのような歴史、役割を担ってきたのか等、文化財への理解を醸成する必要がある。
- 歴史や伝統を未来に伝えていくためにはどうすればいいのかを総体的に考えていくべき。
- 刀剣ブーム等、日本の文化や文化財に対して関心が高まってきているので、文化財の活用についていい方向にもって行けばとてもいいムーブメントになる。

II 今後の方向性

1 これからの時代にふさわしい文化財(美術工芸品)の保存と活用の在り方について

(1) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方について

- 文化財の種別によって、取り扱いについて十分に注意をすることが必要。
- 海外で修復作業の現場を一般に公開している例がある。修復の現場を見ることで、修理・保存の大切さを認識してもらうことができ、後継者不足の問題にもつながるのではないか。
- 観光分野の人たちにも文化財のことをもっと知ってもらうべきであり、活用に伴い、文化財は劣化していくことをしっかりと理解した上で、活用する覚悟をもつべきである。

(2) 指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組について

- 文化財で地域振興をすることは重要であるが、お金にならない文化財を置き去りにすることがないようにすることが博物館の役割である。指定品以外の文化財の新たな価値づけを行い、展覧会等でそのすばらしさを伝えるためにも研究・調査をすることが必要。
- 適切な保存活用のためのガイドラインを示すことが必要ではないか。
- 美術工芸品を公開するにあたり、防犯・防災、警備上の問題、公開する施設の有無、人員の配置等、設備投資や人件費等に関する問題が生じ、耐震補強や免震設備等の自然災害対策への対応が必要になる。
- 国宝・重要文化財の中でも特に襖はガラスケース越しではなく、元々あった場所に戻して特別な人に特別な時間を与えるというラグジュアリー・コンテンツというテーマで富裕層やインバウンドを対象に提供すると、経済効果も生まれるのではないか。
- 文化財の修復について、フランスの美術館では修復されている場所を観光客が見られるようにしていた。このような取組の推進を通じて文化財を守ることへの理解や職人の確保につながるのではないか。

2 文化財(美術工芸品)の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開

(1) 文化財(美術工芸品)の保存・活用を支える美術館・博物館等の機能強化と基盤

整備、地域振興、観光振興との連携の方策等について

- 日本の美術館は来館者が多すぎてじっくり見られる環境ではない。また、撮影禁止というのは世界の美術館の常識ではない。美術館において、フラッシュをたかないで写真撮影を可としたり、予約制などを取り入れてゆったり鑑賞できる環境を整えることも必要ではないか。
- 美術館の役割として、教育普及という面を大切にしたい。特に、若年層に対しての教育普及に力を入れていく必要があると感じている。
- 国立博物館と、自治体の博物館の格差が大きいため、補助金という制度ではなく、自分たちが自立してそれをフィードバックできるようなマネジメントシステムを作ることができないか。

(3) これからの文化財公開・活用に係るセンター機能の在り方について

- 専門職員が多く配置され、保存科学や修理等に関して分かりやすく簡単に相談できる機関があるとよい。

(4) 文化財の持つ力を社会に活(い)かしながら保存を図るための方策として、先端の科学技術と連携した文化財(美術工芸品)の新たな公開・活用方策について

- テクノロジーを活用することで、文化財の活用だけではなく、保存や普及等にも効果がある。
- 美術工芸品の劣化を防ぐため収蔵庫に保存し、元々あった建造物の中に展示していない事例が多く、本来の建物との一体性が見えず、価値が下がってしまう。このため、高精細レプリカの技術をし、本来の価値を再現することは有効。
- クローン文化財や模写・模造品は一つの有効な手段ではあるが、本物を見せることが教育的、文化的向上にとっては重要ではないか。
- 掛軸など、長期間展示できないものの代替として、デジタル化は非常に有効である。ただし、最先端の技術でデジタル化をしてもすぐに陳腐化するため、個別の博物館での維持も大変であり、媒体も短期間で更新されることを踏まえると、デジタル化を推進する大きな仕組みが必要ではないか。

3 文化財(美術工芸品)を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成・確保、及び環境整備の在り方について

(1) 学芸員等の専門性向上を含めた修理・保存・活用を促進するための人材育成・確保について

- その専門にあった学芸員を配置することが重要。
- 人材育成も重要。キュレーターはいわゆる研究者であるため、更に保存と活用を促進することについて考える場合、博物館にキュレーターだけではなく、保存科学、保存・修復技術に関する知識をもったコンサバター等の専門家も配置する必要がある。
- 人材育成について、専門的なスキルだけではなく、テクノロジーを使う、理解できる、といったようなソフトスキルについても検討するべきではないか。

- 地方の学芸員が、個に対して対応するのではなく、全体としてとらえて解決していく資質を構築する必要がある。
- 高齢化により、修理素材を作る職人の後継者不足のため復元も困難になっており、文化財の保存が難しくなっている。
- 文化財を修理する人材の資格を創設することを検討するべきではないか。
- 学芸員は地域資源を掘り起こし、歴史的価値づけ、発信することができる地域の文化・歴史を語る上で欠かせないシティー・セールスマンの役割を担っているため、文化財部署のみではなく、首長部局における配置し、文化財部局と観光部局との連携を図ることが重要である。また、埋蔵文化財だけではなく美術工芸品も含めた豊富な専門領域を持つ学芸員の配置及び育成が必要。
- 美術館・博物館から動物園まで全てが「学芸員」という資格という制度で良いのか、考える必要があるのではないか。学芸員の専門性を高める必要はあるが、学芸員が広報までやるべきなのか。
- アメリカでは、学芸員とは、価値を見出す調査員、教育者、カーペンターも含んでいる。日本は学芸員という名前で全てを総括しすぎているのではないか。博物館法で学芸員の資格が付与されているためか、日本の学芸員の中には、文化財保護法を読んだことが無い人が多い。新たな資格を創設することを考える必要があるのではないか。

(2) 文化財（美術工芸品）を確実に継承するための環境整備

- 修理費用等、日常的な維持管理費が不足しており、修理資材、修理技能者の後継者不足も問題となっている。
- 修理技術の継承という観点からも、文化庁で計画的・戦略的に修理を行うことが必要である。
- 自治体で文化財行政を担当する行政官は短期間で異動してしまうため、専任で長期にわたり文化財行政を担当するような人材を配置したり、管理指導員の職務内容を充実して文化財に関する専門性の高い民間人材を文化財管理指導員制度を活用して配置し、自治体の指導に当たることが必要ではないか。
- 人を稼げる文化財、お金を稼げる文化財、材料を確保する必要がある文化財、技術を育てるための文化財があり、一つの文化財で全てができるわけではないので、そのコーディネートをする必要がある。
- 過疎化や高齢化による、寺社・仏閣の後継者不足により無住の寺社等の増加、檀家の減少により、文化財保護が難しい状況になっている。
- 文化財保存修理に関わる職人や資金を確保することが困難である現状において、所有者のみで対応するのではなく、自治体やNPO法人、民間企業との連携等が必要ではないか。第三者機関を設け、保存活用について相談できる組織が必要ではないか。
- 地方の小さな博物館では、小さな修復でも対応に困ることがあるため、安心して作品を預けられるようなシステムができるとよい。
- 相続税の相続評価について、美術工芸品の歴史的価値の評価は評価者によって変動し、一定の評価基準がない。

- 美術工芸品に関する専門性をもった人材が自治体には少ないので、もっと専門性を活かした配置をするべき。
- 修理がうまくいっているものもあればそうでないものもある。博物館の寄託の仕組みをうまく使って文化財の修理・保存から公開までの公的な機関で自主的に進められるような仕組みを作る必要がある。

文化財分科会企画調査会でのご検討に向けて (「文化財の一体的活用と地域振興に向けた制度改革」に関して)

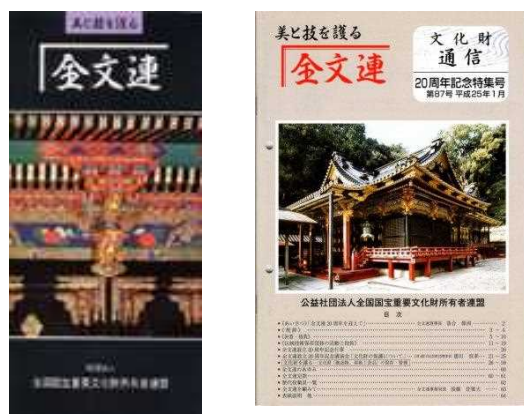
6月21日(水)第2回文化財分科会企画調査会
(公社)全国国宝重要文化財所有者連盟(全文連)

1. 全文連について

- ・ 国宝・重要文化財(建造物・美術工芸品)の所有者等の集まり。
- ・ 昭和52年9月全国の文化財所有者の有志により今日の「全文連」の基礎となる組織が発足。平成4年に社団法人に、平成24年に公益社団法人に。



文化財保存・管理ハンドブック
—建造物編— —美術工芸品編—



—リーフレット— —全文連通信—

2. 国宝・重要文化財所有者の現状・課題

○日常的な維持管理

- ・過疎化・高齢化等による担い手の減少
- ・無住社寺の増加による管理体制の不備
- ・氏子、檀家減少による支援者不足、財政不安定
- ・防災・防犯設備の不備・老朽化

○保存・継承

- ・修理資材や修理技能者などの後継者不足
- ・修理費用の調達難、自然災害等の突発的な出費

○公開・活用

- ・公開に対応する人員
- ・公開設備の不備
美作品：展示ケース、免震台、照明、収蔵庫、防犯カメラ等
建造物：耐震対策、消火設備、解説板、パンフ、防犯カメラ等
- ・活用に関する課題

3. 文化財の一体的活用と地域振興に向けて必要な対応

・地域の宝たる文化財を地域で支える体制

(文化財は国民の宝という啓発が重要。活用のためにも修理や日常管理が必要。管理・活用には人手も資金も必要であり、所有者だけの管理は限界。地域全体の協力が必要不可欠。資金調達もクラウドファンディング等多くの人を巻き込む工夫が必要。)

・自治体の積極的な関与を期待

(所有者が保存・修理・活用方法等について相談できる場所が必要。周遊ルートの設定・文化財の魅力解説など普及啓発が重要。自治体や住民など地域みんなで取り組むためにも地域ビジョンを明確に。)

・適切な保存・活用の確保

(いかに適切に保存・活用のバランスを取っていくことが可能か。

担い手・資金が減少する中で、文化財をき損することなく活用するための警備体制や公開設備などはどう確保していくか)

※ 全文連でも『文化財保存・管理ハンドブック』等の実務マニュアルは作成済み

・国家戦略としての横断的な取組

(文化財単独ではなく、まちづくり・観光・産業などと連携し、国家戦略として取り組むことを期待)

地域における文化財の一体的な保存と活用の方策 ～博物館・美術館を中心に～

文責：岩崎奈緒子

文化財の基本的な属性

- ・調査研究なしに「文化財」とはなりえない
＝「それは一体なんであるのか」がわからないものは「文化財」ではない
- ・保存・継承する不断の努力なしに、活用できる「文化財」は存在しない



文化財収蔵機関たる博物館・美術館の基本的機能

- ・調査と研究
- ・保存と管理
- ・展示と公開



以上の前提を踏まえ、

地域における文化財の一体的な保存と活用という課題において、博物館・美術館に期待される二つの役割

- I 文化財の静かな危機を救う救済者としての博物館＝「心の文化」を支える
- II 地域おこしの協力者としての博物館＝経済を支える文化財の維持

地域における文化財の一体的な保存と活用の方策

～博物館・美術館を中心に～

I 文化財の静かな危機を救う救済者としての博物館・美術館 ＝「心の文化」を支える

～求められていること

- ・収蔵機関としての機能の強化
- ・保存のための啓発活動の強化
- ・自治体の文化財保護課を核とした、地域の博物館等・文化財修理業者の連携によるセイフティネットの構築
(実践例)東日本大震災後の地域の博物館等による文化財レスキュー

～その背景とは

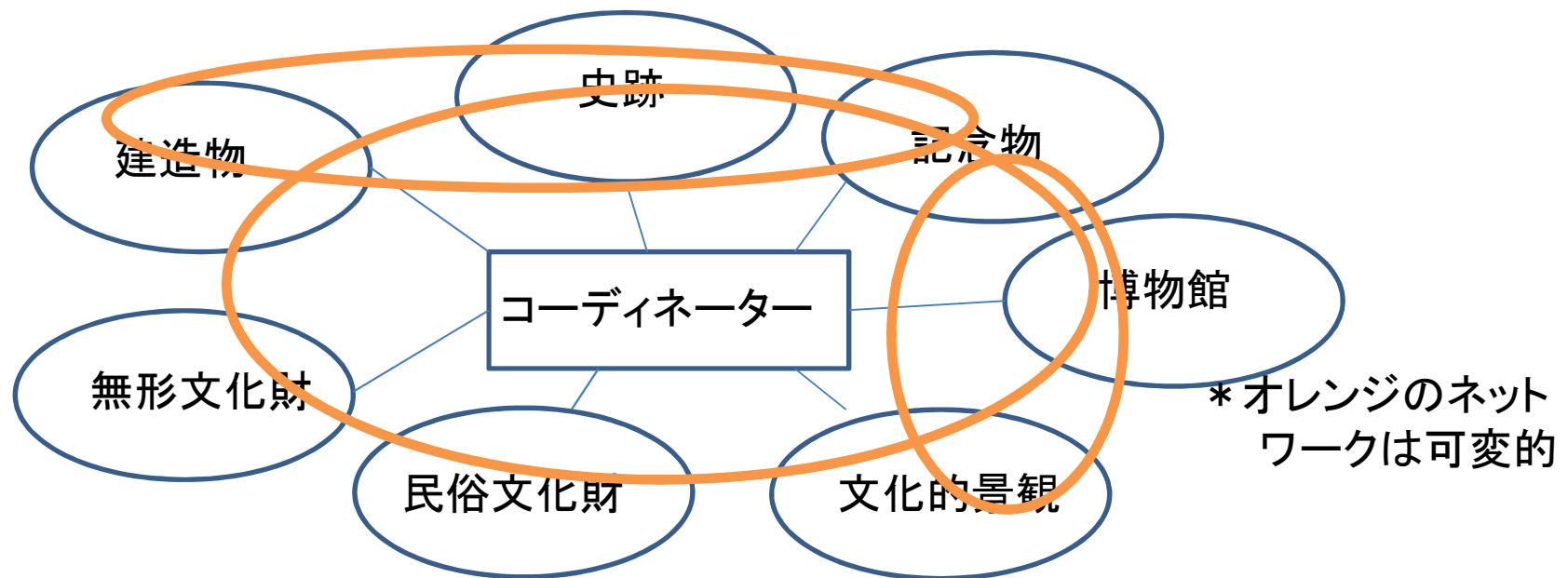
- ・限界集落等地域の衰退に伴う文化財散逸の危機
(例1)三重県立博物館による無住の寺の仏像レスキュー
→その1週間後に寺は盗難にあう
(例2)京都大学総合博物館による過疎の村の神社の大般若経の受け入れ
←宮司・氏子総代の高齢化により継承困難
- ・生活様式や経済構造の変化に伴う文化財散逸の危機
(例3)京都工芸繊維大学美術工芸資料館による、近代京都の繊維産業にかかる用具一式の受け入れ ←世代交代・廃業により継承困難

地域における文化財の一体的な保存と活用の方策 ～博物館・美術館を中心に～

II 地域おこしの協力者としての博物館・美術館 ＝地域経済を支える

～求められていること

- ・ダイバーシティ・マネジメントの導入



- ・コーディネーター(＝自治体・NPO・民間事業者)を中心に、それぞれの立場・専門性を活かしたネットワークを構築
- ・博物館等の常設展の開放＝外部者による活用の場を提供

各団体のヒアリングを聞いての意見等

20170710

企画調査会委員 亀井 伸雄

1 歴史文化基本構想の推進とその実現のために

地域に伝えられた多様な文化財を、一定のテーマのもとに包括して保存活用を図っていくことは、地域の歴史や生活文化そのものを発展継承していくことになる。文化庁がこれまで進めてきた「歴史文化基本構想」はこうした地域の文化財を総合的に捉え、保存活用していく上で必要な基礎情報を示したものであるが、この構想を実現していくためには、文化財の保存及び活用を具体的に図ることができるような枠組(たとえば実行計画を国が認定し、文化財の保存活用に資するソフト・ハード両面の予算配分を優先的に図るなど新たな事業メニューなど)の構築が必要で、それが出来れば実効性が増すと期待できると考える。

文化庁の歴史文化基本構想とほぼ時を同じくして平成 20 年に制定された文科省(文化庁)、国交省、農水省の共管になる「歴史まちづくり法」における「歴史的風致維持向上計画」との関連については、これまで歴史文化基本構想をまず纏め上げ、これをもとに向上計画を立案するのが望ましいとしているが、上記同様このことを法的に担保する何らかの仕組み(難しいと思うが)ができれば、実効性が増すのではないかと思う。

要は、総合的把握の後の保護措置が個別文化財(国の場合は国指定に限定される)の保護対応に任されるのではなく、地方が一体的、主体的に取り扱うことができる新たな仕組みを創設することが必要と考える。

2 文化財保護に資する諸計画の法定計画化と実施主体への現状変更等権限の委譲

不動産文化財の保存活用に関しては、現在「保存活用計画」、「保存管理計画」などを立てて保護にあたるように指導しているが、全史協(会長:国分寺市長)からの提案にあったように、これらの計画を権威付けるため、文化庁長官の承認とともに一部の権限委譲を図り柔軟な対応ができるように新たな法的枠組みをつくる。これは、減ることのない文化財の個々の保護に対応して、計画に基づく現状変更等の行為は地方に任せ、主体的に保護にあたることができるようにするもので、迅速な対応とともに結果として文化財保護にあたる人材育成にもつながると考える。

3 文化財行政に携わる人材の育成のための公的研修機関の設立

文化財保護行政に携わる行政担当者の役割はきわめて大きいものがある。従来も文化庁による各種行政担当者研修、奈良文化財研究所の埋文研修、東文研の学芸員研修など個別に行われてきた人材育成のための研修を統括拡大する研修機関として文化財大学の創設(他省庁の事例、建設大学校、消防大学校、自治大学校など)を図ってはどうか。京都には各種現場があり、視察自習等の素材には事欠かないと考える。文化庁の京都移転を機に研修

機関の構築を考えてはいかがか。また、教育委員会に「文化財主事」を置く規定を定め、一定の研修を受けた職員(専門職)を任命し、例えば、保存活用に関する指導助言や一定の現状変更等の権限委譲(必要に応じ地方文化財保護審議会を活用)の業務を担当させることで地方自治体の自主性の確立とともに業務の効率化、迅速化を図ることができるのではないかと思う。

4 文化財行政機関と所有者等との間に立つ組織等

4-1 ヘリテージマネージャー制度の確立

兵庫県を筆頭に府県を中心に広がっているヘリテージマネージャー制度は、民間活力による地域の文化財保護のための日常的活動体制の強化につながると評価されている。制度の更なる普及、質の向上のため、国として資格制度の創設など職能を権威付けることが考えられないか。

4-2 文化財保護団体(仮称)の認定制度の創設。

同団体は、所有者に代わって文化財の管理活用、保存の主体となりうる。これは保護法第31条に定める管理責任者、または第32条の2に定める管理団体制度との調整を要するが、活用に関してという点に注目するのであれば、別途の規定にした方が柔軟性が保てるのではないかと考える。類例(?)として景観法の「景観整備機構」、歴史まちづくり法の「歴史的風致維持向上支援法人」があるので参考になろう。

4-3 文化財保護指導員(法第191条)の活用

保護法第191条に規定されている都道府県教育委員会に置くことができる文化財保護指導員制度、条文に「文化財保護指導委員は、文化財について、**随時、巡視を行い**、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。」とあり、いわゆる「文化財パトローラー制度」といわれるように文化財の保存状態の巡視が主な仕事になっているように思える。本来の趣旨は、適切な保存管理活用が図れるような業務が期待されているのであり、業務に関わる部分の条文の見直しが必要になろう。その際、都道府県でなく広く中核都市まで配置することができるように拡大することも考えられよう。

5 文化財保存修理のための技術者等の養成と資格制度の創設

文化財保存修理の実施にあたり専門的職能の存在は不可欠で、国宝・重要文化財等については現在選定保存技術者または保存団体として認定された方々の手によって保存修理事業が営まれている。これら技術者等は、大学での専門コースや専門学校、職業訓練校(建造物関連分野の例;行田市:ものづくり大学、富士宮市:日本建築専門学校、富山:職芸学院、金沢市:職人大学校)などで養成されているが、その多くは現在の産業に求められる職種に

限定された感がある。文化財修理技術者等は、各種学校の卒業後は文化財修復関係の専門会社等で日常業務を通して自らの技量を磨いている。文化庁の選定保存技術認定団体に所属した場合、文化庁やそれぞれの団体等が催す研修を通して初級、中堅、上級など段階的に技量を挙げることによって処遇されている。例えば、建造物の分野では、その地位に応じて文化財の規模や価値に対応した保存修理の設計監理業務に従事することができる仕組みになっている。

文化財の修理は、幅広い知識とともに高度な技術・技能が要求される特殊な技術者集団である。貴重な文化財の保護の観点から、修理事業の業務を独占的に取り扱うことが求められると考えるが、それを裏付けるために国家的な資格制度の創設が必要と考える。各技術者等は、資格取得によって社会的認知が得られ、職業意欲が掻き立てられることになり、業績次第で棟梁（マイスター）として社会的地位向上にもつながるものとする。これによって、後継者確保の道も開かれると考える。

また、文化財の種別や対象が拡大の一途をたどっている現在、その保存に必要な技術や技能は益々多方面に拡大しているのが現状であることから、選定保存技術としての枠をさらに広げ技術者等の確保と育成も急務になっていると考える。

6 文化財をめぐる優遇税制の検討

「重文民家の集い」の代表から提言された相続税対策であるが、たとえば都市農地の緑としての効用等から、公益性を認識し30年間にわたり継続して農業経営するのであれば相続税を免除するような規定があったように記憶している(間違っていたら失敬)。

これを応用して、共有財産として「認定された公開活用計画」に従い30年間にわたり活用を図ることを条件に納税を当面留保するような方策が考えられないか研究されたい。また、固定資産税の減免等について効用が薄いような発言があったが、地価の高いところでは効果大であり、引き続きその維持に努められたい。